

これまでの政治資金規正法に關連する報道にはさまざまな内容があった。昔から交流があったとされる外国人や、国の補助金などの公的資金を受けている企業から政治資金の献金を受けていた国会議員が、事後的にその献金を返金するという形で事態を収拾した事例もあった。いずれも政治資金規正法に違反する恐れがあることが発覚するやいなや、慌てて火消しに徹する行動を取ったものである。また、政治資金でキャミソールを購入したり、SMバーの料金を充てたり、ベビー服やアイスクリームの購入資金に充てたりするなど、各国会議員の資質が問われるような事例もあったが、時間が経過するにつれてうやむやになり、世間から忘れ去られてしまったと思う。

政治資金規正法がザル法だと言われて久しいが、特に問題なのは献金された政治資金をどのような項目に支出できるのかといった支出の対象が明確になっていないことだ。以前から言われている。舛添氏についていえば、多数の日本画を購入した点があげられている。元検事からの説明では書道に關しても取り上

げられていたが、これら日本画や書などを来日した要人にプレゼントすれば、より一層日本文化を知って貰うことに役立ちそうであるが、舛添氏がそのような目的でプレゼントをし続けたという報道もなされていない。また、仮に、そのような目的でプレゼントをしていたとしても、必要

不可欠な行為とは言いがたい「おもてなし」に属する行為であると言わざるを得ず、そのための支出など、SMバーの料金やアイスクリームの購入資金と同類の不必要な支出だと私は思う。ただ、何が必要で何が不要であるのかなどという点は、現行の政治資金規正法で律しているわけではないのであるから、その点に甘えて同類の支出をどんどんと行い、違法ではないと強弁するの

ベルリン、ロンドン出張の際のファーストクラスの手配やスイートルームの手配などについて問われた際、知事の立場を強調し、VIPが知事の泊まっているホテルの部屋を訪れた場合を想定しているという方便とも軌を二にする。

も1つの対処方法であろう。舛添氏が元検事2名に助けを求めて強調したかった点も、違法ではないという、いわば白か黒かという点であった。このような発想は、毎週末に公用車を利用して湯河原にある別荘に通っていたことについて問われると、「公用車は動く知事室である」という方便とも軌を二にするし、平成27年の

点を中心に解説させたことは国民を落胆させるに至った。潮目が変わってきているにもかかわらず、「第三者の客観的視点からの分析」などと叫んでいても「時すでに遅し」であった。

しかし、舛添氏に対する定例記者会見の場を通じて、マスコミの一部からの、「知事、あなたは、どうやったら知事を辞めて貰えるのでしょうか」という趣旨の質問を聞いた時、ぞつとするような寒気を感じたのは私だけではなかったであろう。宿泊したとされる「龍宮城スパホテル三日月」や、湯河原の別荘、海外にて舛添氏がクルーザーに乗船して移動する映像などを流し続け、舛添氏に責任追及をし続けた一部報道のやり方は、時として時間限定で無責任に動きやすいサイレントマジョリティーの不満や怒りをあおるポピュリズムの最たるものであった。

歴史を紐解けば日本人の本質はほとんど変わっていない。今回の一連の報道を振り返り、我が国が国民投票を通じて何か重要なことを決定することは極めて危険なことではな

法律談 40 法相 R

都庁定例記者会見は魔女狩り

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋日浦法律事務所」代表。